

TradeWatch

第15-3号

2016年9月

EY Global Trade

Quarterly update

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. Above the 'Y' is a yellow chevron shape pointing to the right.

Building a better
working world

目次



グローバル

英国のEU離脱決定：多国籍企業への影響 1

米州

メキシコーメキシコの経済特別区 4

米国ー米国関税当局が関税評価事典の新版を発表 6

アジア太平洋

中国ー国務院、税関調査関連規則の大幅改正を実施 8

英国のEU離脱決定:多国籍企業への影響



英国の国民投票による欧州連合（以下、「EU」）離脱の決定（通称「ブレグジット（Brexit）」）は、英国及びEUにとって重大な変化を意味するものであり、EU以外の貿易相手国にも影響を及ぼすこととなります。しかしながら、欧州理事会議長が確認したように、英国がEUを正式に離脱するまでは、条約だけではなくEUのあらゆる指令・規則及び各種協定は引き続き英国に対しても適用されます。したがって、規制上の変更は何もなく、また当面は何の変更もない見通しです。

EU離脱の決定を受けて、英国のキャメロン首相が2016年7月13日に辞任しました。今後は後任のメイ首相の主導の下、リスボン条約第50条の発動により、英国のEU離脱交渉が始まります。

第50条によれば、加盟国がEUを正式に離脱するためには、同条の発動後2年以内に離脱交渉をまとめて合意に達する必要があります。現時点では第50条を発動する日は決定しておらず、最近では、早くても2017年以降になるとの観測があります。英国は無関税貿易をできる限り存続させたい意向と思われませんが、人の自由な移動の原則との関係から、EUとの交渉は難航するとみられます。

EU加盟国としての現在の関税上の恩恵

英国はEU加盟国として単一市場の一部であり、他のEU加盟国及びEU自由貿易協定（FTA）加盟国の市場へ無関税でアクセスできます。また、英国はEU単一市場の構成国として共通関税を適用しています。そのため、英国がEUを離脱する際には、欧州市場並びに国際市場へのアクセスを再交渉するだけでなく、自国の関税制度について新たな法整備を行う必要があります。

今後の対EU貿易のシナリオ

現時点では、離脱後の対EU貿易がどのような形態をとるか分かっていません。ただし、英国とEU加盟国間の輸出入貨物については税関申告が必要となり、関税が課される可能性があることはほぼ確実です。離脱後の貿易モデルについては様々なシナリオが想定されており、EU加盟国としての現在の英国の立場をできる限り維持することを目的としたEUの特別待遇モデルから、世界貿易機関（WTO）の最恵国待遇（MFN）モデルまで多岐にわたります。



英国の今後の対EU貿易としては、この2つのモデルの間に位置するノルウェー及びスイスの現在の対EU貿易に類似したモデルが考えられます。両国とも、EU加盟国としての全面的な恩恵は受けていませんが、自国のほとんどの商品について無関税でEU市場にアクセスしています。

今後の対EU域外貿易のシナリオ

対EU貿易同様、英国の今後の対EU域外貿易についても現時点では不透明です。ただし、英国がEUが締結するFTAの加盟国でなくなることはほぼ確かであるため、EU域外の国については、WTOの規則の枠組みの中で二国間貿易協定を再交渉する必要が出てきます。こうした交渉が長期間に渡るのは必至ですが、英国は今までになく自由に交渉を進めることができます。EU加盟国であれば、全ての貿易交渉は中央機関によって行われますが、離脱後の英国は自由に貿易相手国を選択し、貿易協定を結ぶことができるようになります。

付加価値税

英国はEU離脱後も現行の付加価値税（VAT）制度を概ね維持すると思われます。しかし、納税者は欧州司法裁判所に上訴する権利を有さなくなり、英国政府は、VAT制度の基礎となっているEU指令に従う必要がなくなるため、VATの税率と対象範囲を更に柔軟に設定できるようになります。

その結果、現行のVATの取扱いを存続・改正させようとするロビー活動の機会が生じますが、英国政府もまた存続を望まないVAT法については改正する機会を得ることになります。一方、VATの還付金や利子に係る欧州司法裁判所の判決が無効になる可能性があります。ただし、いかなる改正も将来的なものであり、遡及的適用はありません。

VATに関しては、英国とEU域外との貿易において変更になる点はありません。実際には、英国と現EU加盟国間の貿易におけるVATモデルは、現在の英米貿易におけるVATモデルと同様なものになると思われます。しかしながら、英国あるいはEUと取引のある企業は、VATへの影響を確認するとともにEU離脱後の動向を注視して、いかなる変化にも適応できるようにしなければなりません。特に以下の対応が必要となります。

- ▶ EU離脱後の英国の貿易環境を踏まえた上での現行のサプライチェーンの見直し
- ▶ 現在の優遇措置の最大活用
- ▶ 想定される制度改正の理解
- ▶ モデル・キャッシュフロー及び資金調達
- ▶ 事業変革における間接税の考慮

企業が今できること

英国のEU離脱がごく近い将来に実現しないのは明らかであり、また現時点では、離脱後の貿易関係がどのようなものになるかは不透明です。それでもやはり、企業はEU離脱の移行期間中にその影響を評価し、移行に効果的に対応できるようにすることをお勧めします。

具体的には、企業が英国のEU離脱に向けて準備を行う際に、以下のような様々な税務及び貿易への影響を考慮することが重要です。

- ▶ 外貨、流動性、貿易に対して既に生じた/今後生じる直接的な影響
- ▶ 英国のEU離脱によって生じる配当及び子会社のフロー並びに付随する源泉税コスト、並びに関連して生じるグループ全体への影響
- ▶ サプライチェーン、並びにEUの貿易フロー及び関税がコストに与える影響
- ▶ 事業再編や移転がある場合の税への影響
- ▶ 人材のクロスボーダー移動に関する課題

EU離脱の今後の動向については、引き続きTradeWatchで取り上げていきます。



メキシコ

メキシコの経済特別区



2016年6月1日、貧困率の高い地方の経済活動を促進させるため、メキシコ政府は経済特別区に関する連邦法（以下、「法」）を発表しました。法はメキシコに導入される経済特別区（以下、「特区」）の運営の枠組みを定めます。

法の主目的に沿って、貧困率の最も高い水準にある10の州、すなわち、南メキシコのユカタン州、キンターナ・ロー州、カンペチェ州及びタバスコ州、メキシコ湾のベラクルス州、太平洋側のオアハカ州、グレーロ州及びミチョアカン州等でまず特区が設立されます。メキシコの中央及び北部地域は貧困率が低く、またIMMEX（保税加工プログラム）もしくはマキラドーラプログラムを通じて多数の製造業が存在しているため対象となっていません。

特区で事業を行う個人及び法人は、様々な税、関税及び経済的な恩典を得ることができるようになります。メキシコ政府は認定された各特区個別に適用される特別法令を公布する予定です。これらの恩典は一時的な措置で一定期間の間に段階的に低減されますが、最低8年間は付与されなければなりません。

これらの恩典はメキシコ政府が公布する法令に基づき、特区固有に制定されますが、法令では物品が特区に搬入される際に関税を留保し、国内及び国外の物品の搬出入に係る特別な関税制度を制定するとしています。

特区に搬入される物品にかかる付加価値税は0%です。加えて、特区内で提供されるすべてのサービス及び販売される物品も付加価値税は0%です。IMMEX適用企業の付加価値税法への遵守状況をモニターする一般外国貿易規則の別表31に類似したメカニズムを事業者が遵守する必要があるかどうかは、法令には触れていません。

特区の開発と運営の責任を担う運営責任者が各特区を管理します。運営責任者が取得した許可証は最高で40年までの期間にわたり有効となり、その後さらに40年間延長される可能性があります。特区に出資する業態は、生産的な経済活動を行うための許可を受けた国外又は国内の企業です。



特区に係る全ての枠組みは常に変革されるため、特区の事業者やその製造事業者に適用される条件や規制について良く理解しておくことが潜在的な商機を特定するのに重要になります。さらに、IMMEXプログラムや戦略的保税倉庫関税制度の下で、メキシコ中に既に設立され操業している製造業者と特区がどのような関係となるのか、企業は最新の情報を把握しておくことが望ましいと考えます。

米国

米国関税当局が関税評価事典の新版を発表



2016年6月米国税関国境保護局(CBP)は関税評価にかかわる判例、CBP本部のルーリング、財務省の決定及び通達をまとめた関税評価事典の最新版を発表しました。これは2010年12月版の改定版となるもので、1980年から2015年までの決定を掲載しています。総ページ数は580ページで、50以上の項目を取り扱っています。

この事典は今までも有益な参考資料でしたが、今回の関税評価事典は2010年以降の関連者間取引価格の設定に係る事例も含め、いくつかの主要な領域で多数の新しい重要な決定が掲載されており、特に歓迎されるものとなっています。各サマリーはCBPがまとめていることから、全体として非常に参考となる内容が含まれています。その良い例の1つは、CBPルーリングH018314(2013年3月18日)のサマリーで、移転価格調整が行われた結果として関税還付を受ける場合に、一般的に「5要素テスト」と呼ばれる基準を満たすことを立証する書類等の提出に係るものです。当該サマリーは、「この決定において5要素テストが満たされたかどうか判定するためにCBPが要求する文書に関する事例となる」と述べています。このコメントから、CBPはこの決定が先例として基準となることを明白に示しており、これは輸入者にとって非常に有益です。

また、一見類似している状況に係る税関の決定が僅差で判断が分かれている場合があることから、何が決定要因となったかについて焦点を絞って読むことができます。例えば、関税評価事典の340-342ページに掲載された2015年のCBP本部の2つの決定は、米国の輸入者を比較対象企業とした利益比準法(CPM法)に基づき移転価格設定をした輸入者について取り扱っています。いずれのケースでも、移転価格分析における比較対象企業が販売した製品は輸入物品と同種・同類ではありませんでした。しかし、税関ルーリングH238027(2015年2月19日)においてCBPは、取引価格を関税評価額として採用するのは適当であり、移転価格調整による修正を認めるとしていますが、対照的に税関ルーリングH254700(2015年11月25日)では、同様な移転価格アプローチに基づく取引価格は認められず、輸入者は国内販売価格に基づく方法を使用しなければならないとしています。2つの決定の違いは、前者では輸入者はErnst & Young LLPが作成した輸入者の業界の検証結果を提出しました。これには定性及び定量的な証明が成されており、自社と競合他社の利益率の比較に関する情報も含まれていましたが、後者では、作物保護産業における親会社の競合他社を特定する以外は、米国における米国の輸入者/バイヤー直接の競合他社についての定量的又は定性的情報がなかったとされています。

関税評価事典は、www.cbp.govの「Trade」タブの「Informed Compliance Publications」に掲載されています。



中国

国務院、税関調査関連規則の大幅改正を実施



中国の税関調査制度は、1997年の「税関調査に関する中華人民共和国規則」（原規則）によって制定されましたが、その後約20年が経過し、国務院は2016年7月1日に「税関調査に関する中華人民共和国規則改正の国務院決定」（新規則）を発表しました。新規則は2016年10月1日に施行されます。

原規則の全体的な枠組みと大部分の項目に変更はありませんが、注目すべき改正点が含まれています。これらは税関が近年の外国貿易の動向に適応し、恒常的に要請のある通関手続きの円滑化に対応するためのものです。

新規則はいくつかの事項（税関調査の定義、調査手順その他）を改正しており、特定の事項についての明確化も行っています。

特筆すべきは、新規則が正式に自主開示方式を導入し、調査過程における第三者プロフェッショナルファームの関与による支援を認めたことです。



下記に主要な変更点をまとめました。

変更点	内容
追加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 省庁間の企業情報共有: 「税関は、一定の特別な物品及び一定の企業の輸出入について、関連する業界団体、政府関連機関及び企業から税関調査に必要とされる情報を収集することができる。税関は、商業上の秘密に関して収集したいかなる情報も開示してはならない」 ▶ 調査支援における第三者ファームの関与: 「調査を行う際に、税関は関連する問題について第三者である会計又は税務事務所を参加させ専門家としての意見求めることができる。調査対象者が第三者である会計又は税務事務所の関与を受けた場合、その専門家としての意見を税関調査の参考意見として使用することができる」 ▶ 税関による決定内容の立証責任: 「税関は、調査対象者に調査終了時の決定の事由を説明すると同時に調査対象者の権利について伝達しなければならない」 ▶ 自主開示: 「貨物の輸出入に直接関わる企業が自主的に規則違反を税関に報告し、それに対するペナルティを受け入れる場合、より寛大な処分又は行政上のペナルティの軽減を与えるものとする」 ▶ ペナルティ: 「調査を受けた者が適正な記録を作成又は収集できない場合、もしくは関連する記録を移動、隠匿、改編又は廃棄した場合、会計法にしたがってその法的責任を調査及び訴追するものとする」
改正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保税貨物又は免税その他の減免措置によって輸入された貨物の調査期間が、物品が「税関管理下に置かれた期間」から「税関管理下に置かれた期間及びその後3年間」に変更されました。 ▶ 記録保存要件: 企業は、コンピューターによる会計システムが確実であり随時印刷が可能な場合、書類による記録ではなく、電磁的な記録を保存することが認められました。 ▶ 調査対象企業の選定に当たり、税関は企業の「企業格付及び輸出入業務に関するリスクプロファイル」を参考とすることができるとされました。 ▶ 「税関長」は、中央税関直轄の税関事務所の長、又は中央税関が任命した管轄税関事務所の長と定義されました。 ▶ 差押え条項で、税関が関連するデータを保存した媒体を封印又は差押えする権限が追加されました。 ▶ 原規則第29条(新規則第30条)の規則違反のペナルティが以下のように増額されました。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 10,000人民元~30,000人民元(約1,496米ドル~4,487米ドル) → 20,000人民元~100,000人民元(約2,991米ドル~14,957米ドル) ▶ 1,000人民元~5,000人民元(約150米ドル~748米ドル) → 5,000人民元~50,000人民元(約748米ドル~7,478米ドル) ▶ 「犯罪を構成する場合に、企業は刑事責任を問われる」との条項が加えられました。 ▶ 原規則第30条(新規則第31条)で定められていたペナルティの対象となる違反の種類が改正されました。
削除	<p>仕入、マーケティング、加工、使用、損失及び輸出入貨物の在庫に関する一定の資料を、企業が税関に対し提出するように定めた条項が削除されました。</p>



考察

新規則は中国の調査制度が更に改善されたことを現わしており、過去2年にわたり、行政の円滑化、権限委譲、機能転換のために税関が発表した一連の規則に沿ったものとなっています。また税関調査手続の特定の課題に対応するため、新規則では注目に値する改正が行われています。

原規則の改正によって、異なる省庁間の情報共有の促進、そして税関調査の過程における統一性、透明性及び柔軟性の向上がもたらされることを税関当局は期待しています。

輸出入者にとって、改正は好機と課題の双方を意味します。例えば、企業はその税関対応機能や税関調査の手続きにおいて、第三者プロフェッショナルファームの関与を得ることが認められました。同時に、事業者と日常的に税関業務に携わる担当者に対して、より厳しい要件が設けられてもいます。

好機及び課題の詳細

異なる省庁間の情報共有

- ▶ 新規則は、各省庁に共通する懸念事項に関する情報(ロイヤルティの支払い、関連者間取引等)を、税関と他の政府機関とで交換することを認めています。これは、2014年に施行された税関総署令225号「企業信用の取扱いに関する中華人民共和国税関暫定措置」で発表、導入された情報共有手続きに沿ったものです。
- ▶ 適切な政府当局に情報を開示する場合、企業はその情報が確実で一貫性のあるようにしなければなりません。一つの省庁の所管法令に違反した場合、情報共有された他の政府当局と企業との関係に影響を及ぼす可能性があります。
- ▶ 新規則第8条は、輸出入業務に直接関わる会計システムに確実性があり、経理及び企業会計がコンピューターで行われている場合、企業が(書類ではなく)電磁的記録を保存することを認めています。
- ▶ これは税関調査及び認定事業者(AEO)認証の両方において重要事項であるため、企業は新しい規則の要件に従って記録管理を改善する必要があります。

税関調査における第三者

プロフェッショナルファームの関与

- ▶ 新規則では、税関が調査において会計及び税務事務所を参加させ、関連する課題について専門家としての意見を求めることを認めると共に、事業者もまた会計及び税務事務所を参加させ、その意見を税関調査で参考にすることができます。
- ▶ 新規則の発表前に、税関はパイロットケースとして調査に第三者であるプロフェッショナルファームを関与させる制度を一定の地域で展開しました。新規則は今回正式にこの制度を中国全体に適用し実施するものです。
- ▶ この結果、第三者である専門家が調査における企業と税関との折衝の橋渡しとすることができます。専門家の税関との交渉力及び専門知識が、潜在的な関税リスクの適正な検証と、そのようなリスクに対応する効果的なソリューションを提供する上で非常に重要となります。



自己管理/自主開示制度

2015年から多くの地域の税関当局は、相次いで事業者に対する自己管理/自主開示パイロット制度を導入しました。このパイロット制度によって、企業が第三者の専門家を参加させ、独立した自主監査を行い、関税規則違反の可能性について自主的に報告することが促進されました。新規則は正式にこの制度を中国全体に適用し実施するものです。自主開示制度の正式な制定は、税関と事業者双方にとって有益な結果を確実にもたらすでしょう。

企業には関税上の課題の管理に必要とされる自己評価を行うこと、法令とのギャップの有無を特定し、このような乖離に速やかに対応し改善することが求められます。

さらに明確化の必要とされる事項

新規則は原規則の条項のいくつかを明確にし、標準化していますが、以下の点については新規則導入の過程でさらに明確化と指針が必要とされると思われます。

- ▶ 情報共有における「一定の特別な物品」の定義
- ▶ 自主開示に当たって企業のとるべき手続き
- ▶ 自主開示後、案件が密輸防止部門(ASB)に移送される可能性の有無
- ▶ 自主開示後、案件が密輸防止部門(ASB)に移送される可能性の有無
- ▶ 行政ペナルティ軽減の具体的な基準の有無
- ▶ 第三者「プロフェッショナルファーム」の特定及び選定基準の有無
- ▶ 第三者「プロフェッショナルファーム」が税関調査に参加する際の具体的な手続き
- ▶ 税関が第三者専門家による意見を参考意見とみなす度合い

結論

いくつかの分野における注目すべき改正点及びいくつかの特定条項の明確化によって、新規則は原規則に大幅な変更を加えることとなります。事業者はその事業内容を評価し、これらの変更の適用の有無とそれによって手続きを変更する必要があるかを判断しなければなりません。そしてさらなる明確化が求められる課題については、状況の進展を注意深く見守る必要があります。

今後の展開は、次号以降のTradeWatchでご確認ください。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

関税・国際貿易サービス

EYの間接税チームによる

関税・国際貿易サービスについて

EYの間接税チームは、関税・国際貿易について、グローバルな視点でサービスを提供し、同分野の専門家集団が、企業によるコスト管理の戦略構築、サプライチェーンの迅速化、及び国際貿易のリスク低減を支援いたします。また、通商コンプライアンスの増進、輸出入オペレーションの改善、関税・物品税の低減、及びサプライチェーン・セキュリティーの強化においてもサポートが可能です。EYでは、企業がそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、今日のグローバルな環境下で企業が直面する課題への取り組みを支援いたします。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20161021. ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

Contact:

EY税理士法人

インダイレクト タックス パートナー

大平 洋一

+81 3 3506 2678

yoichi.ohira@jp.ey.com